

議員定数の削減問題における各会派の討論

平成 30 年 第 3 回定例会（第 6 日） 本文 2018-09-13

○出席議員（24 名）

1 番	高 瀬 かおる	2 番	秋 本 あすか
3 番	岡 部 宏 章	4 番	中 山 ご う
5 番	丸 山 哲 平	6 番	吉 田 りゅうじ
7 番	岩 永 康 代	8 番	及 川 妙 子
9 番	幸 野 おさむ	10 番	甲 斐 よしと
11 番	尾 作 義 明	12 番	田 中 政 義
13 番	だ て 淳一郎	14 番	星 いつろう
15 番	さ の 久美子	16 番	なおの 克
17 番	本 橋 たくみ	18 番	新 海 栄 一
19 番	木 村 徳	20 番	皆 川 りうこ
21 番	高橋 りょう子	22 番	木 島 たかし
23 番	尾 澤 しゅう	24 番	須 崎 宏

○出席説明員

市 長	井 澤 邦 夫	副 市 長	橋 本 正 之
副 市 長	内 藤 達 也		
秘 書 課 長	玉 井 理 加		

○議会事務局出席職員

局 長	志 村 国 光
次 長	佐 藤 久美子

○議事日程

第 1 議員提出議案第 1 号

国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例につ

いて

それでは、討論を始めたいと思います。まず、初めに国分寺・生活者ネットワーク、高瀬議員。

199 ○1 番（高瀬かおる君） 議員提出議案第 1 号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、これに対して反対の討論をいたします。

そもそも議員定数については、各自治体の判断によって条例に定めるものです。検討に当たっては、他の自治体との比較は参考にこそなりますが、むしろ国分寺市の人口の推移や目指す議会のあり方など国分寺市ならではの現状を考慮し、導き出すものと考えます。近年、地方分権が進み自治体の権限や役割がふえ、また地域課題も複雑化していることから、地方議会における役

割もますます大きくなっています。特に人口がふえ続けている国分寺市において議員定数を減らすということは市民の意見反映の幅が狭まり、市民の権利を縮小することになります。国分寺・生活者ネットワークでは、議会としても多くの市民と対話し、議会への関心を持っていただくことで市民自治を広げることが大事にしていきたいと考えます。そのことが行政に対するチェック機能を高め、市民と向き合う議会の質の向上につながると考えます。

そして市民の一人一人の置かれている状況や考えがそれぞれ違うように、議員もまたさまざまな信条や政策をもって活発に議論を交わすことが重要です。特に男女間や世代間などの課題、問題解決のためにも多様性を反映する政治が求められています。このことから、市民の代弁者である議員が多いほうがより多くの市民の意向を反映できると考えます。逆に議員の数を減らすことは民主主義の後退につながると考えます。

また、市民からの議員定数削減を求める声があるということについては、議会への不満や不信感のあらわれと真摯に受けとめる必要があります。そしてこの市民の声に対して議会がなすべきことは定数を減らすことではなく、議会が市民にとって役立つものなのだという認識をしていただけるような取り組みと見える化だと考えます。議員の質は、選挙に関係なく常にレベルアップに努めるべきことです。

さらに、今回の定数削減の提案に向けたプロセスについてですけれども、議員定数については議会だけで決めるのではなく、市民や第三者も入れた検討委員会などを設置し、そこでの議論も踏まえて決定していくべきと考えます。その前提として議会が市民から評価されることになりませんが、今回議論する時間軸がない中では、今後の検討すべき課題としておきたいと思えます。

また、議員定数を削減することで議会の生産性また効率化を高めるとの御答弁もありましたけれども、経済的な利益を優先して経営する企業と、民主主義の重要な機関である議会を同等に議論すべきではないと考えます。

最後になりますけれども、議員定数の削減は市民が議員として政治に参画する権利や機会を縮小してしまいます。その結果として組織票のある候補者が有利となり、議会の多様性が縮小されることにつながることを懸念いたします。

以上、さまざまな観点から意見述べましたが、これらのことを総合的に判断し、本議案には反対いたします。

200 ○議長(木村 徳君) 続きまして、自民党新政会から本橋議員。

201 ○17 番(本橋たくみ君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、自民党新政会を代表いたしまして賛成の立場から討論させていただきます。

提案理由にも述べられておりましたとおり、国分寺市の議員定数の推移は昭和39年の市制施行時に法定上限数の36人で始まりましたが、昭和41年に30人、平成2年に28人、平成14年に26人、平成18年に24人となり現在に至っております。また、議員定数については、かつては地方自治法において法定数が規定されておりましたが、平成15年1月より法定上限数の範囲で自治体みずから条例で定める条例定数制度とされ、さらに平成23年の改正において法定上限数も撤廃されているところでございます。これは議員みずからそれぞれ議員定数を考え、各自治体の判断に完全に委ねられていることを意味するものでございます。私ども会派といたしましては、そ

それぞれの議員がそれぞれの活動を行っていく中で幅広く市民の皆様方から声を聞いていく中で、この議員定数の削減の必要性について日々感じ、そして考えている状況でございました。また、さまざまな社会状況の変化、そして政治不信等の状況も鑑み、今回の条例提案の2減に対する賛成を表明させていただくところでもございます。

私たちは能動的に、効率的かつ効果的な議会のあり方のあくなき追求をする上で、常にこの定数のあり方についても今後も考え、そして憲法第15条にある公務員は全て全体の奉仕者である、そうした精神にのっとり子どもたちから高齢者、そして障害の有無、性別に関係なく、多様性、多面的な角度からしっかりと市民の信頼を得るような努力を不断に続けることの決意を申し上げさせていただきまして、賛成の討論とさせていただきます。

202 ○議長(木村 徳君) 続きまして、国分寺政策市民フォーラムの反対討論をされる方はどちらになりますでしょうか。

203 ○8番(及川妙子君) 国分寺政策市民フォーラムの及川妙子です。会派で賛否が分かれておりますので、私は星議員とともに反対の立場で討論いたします。

本議案については、一度取り下げがあり、全員協議会を開くなど短期間でいろいろと経過はありましたが、私は今回のやり方については本当に残念であると言わざるを得ません。私は、国分寺市議会はこれまで公平公正な議会運営、慎重審議が行われてきており、そのことを誇りに思っておりましたが、今回のやり方については半ば強引に提出した次の日に採決を行い、少数意見にも耳を傾けることなく、何より市民の意見を全く聞かないまま、市民にとって重要な定数削減を一方的に押し進めるやり方であり、私は今まで経験したことがありません。

私は、本来、議員定数については合理的な理由があれば削減することに反対ではありませんが、今回の削減理由は切磋琢磨して質の向上を図るという精神論であり、全く根拠に乏しく、納得できるものではありません。また、数値の根拠についても指摘させていただきましたが、極めて恣意的あり、心もとないと言わざるを得ず、賛成したくても反対せざるを得ません。苦渋の決断であります。

議員定数の適正化というのであれば、堂々と十分時間をとって市民の意見を十分に聞き、審議すべきであり、定数削減そのものが目的になっていては議論はかみ合いません。今後このようなことが前例とならないように強く要望して反対討論といたします。

204 ○議長(木村 徳君) 続きまして、公明党から木島議員。

205 ○22番(木島たかし君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、公明党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

国分寺市において定数が最後に改正された平成18年、26人から24人になって10年以上が経過しているところでございます。今日状況において客観的に全国の議会、また他団体の動向、近隣等の類似団体との比較、こういったものは大変に重要なことであると、我が会派は考えているところでございます。この点について現状、資料でも、またこの間の質疑等提案者の説明等でも明らかなおお、国分寺市議会が今回この定数を24人から22人にしていくことは適切な対応、また、適正な対応であると、このように考えているところでございます。

議論でもございましたけれども、今後こういった 22 人になることによってチェック機能が低下するのではないかと御懸念もございました。国分寺市議会は今までも、私が改めてここで言うまでもございませんが、きょうのやりとりの中でも確認があったとおり 28 人から 26 人にしたとき、また 26 人から 24 人にしたときもやはり同様な、きょうと同じような指摘、議論が懸念される向きの議論があったという記録も残っております。そういった中であって、国分寺市議会はこれまで私たち自身も一生懸命取り組む中でこういった課題を払拭し、克服してきたものであると、このように私たちは強く自負しているところでございます。今後もこういった定数が適正かどうかをまた見直すことによって、今後も二元代表制の立場を踏まえた責任ある行動、これは何ら変わるものでもございせんし、執行機関とも一定の緊張感を持った相互に抑制、また均衡を図る上でのそういった議会の体制、これは今後も決して何ら変わるものではない、このように確信しているところでございます。

また、財政面の観点からも一言申し上げます。国分寺市議会は、ここまでのきょうの質疑の中でも確認されたとおり、財政状況は一定の改善傾向はありつつも、楽観できる状況にはないということも答弁、きょう提案者からも表明があったとおり、私たちもそのとおりの認識であると思っております。また、事務量が近年増加傾向にある、こういった御指摘もございましたけれども、こういった傾向はもちろん国分寺市のみならず、全国的な課題の 1 つなんだろうと私は思います。そういった中であって大切なことは、この傾向をしっかりと踏まえた上で、その事務事業一つ一つが本当に無駄がないかどうか、無理が生じていないかどうか、こういったことを不断に検証し、知恵を出し合って皆で汗を流してそういった課題を克服していく、こういったことがより肝要ではないかと、事務事業を少しずつ見直していくという視点もこれから求められる議員の責務の 1 つであろうと、このように感じているところでございます。

今回の提案はそうしたことも踏まえて定数を見直していくということで議会の改革をしっかりと進めていくことに資する、また市民の信託にお応えすることにつながる大きな一歩であるという立場で、私たち公明党は賛成の立場での討論とさせていただきます。

206 ○議長(木村 徳君) 続きまして、無党派(日本共産党国分寺市議団)から岡部議員。

207 ○3番(岡部宏章君) 議員提出議案第 1 号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、日本共産党国分寺市議団の反対討論をいたします。

市民自治を目指す国分寺市において、主権者たる市民のための議席を削減することを決めるに当たって、議会として市民の意見を集約していく機会も全くとらずに決めてしまおうとしていることに抗議いたします。自治基本条例の第 3 条では、「市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します」という基本理念があります。議会の運営の仕方や議員定数のあり方も、当然この基本理念のもとに進めなければなりません、それを今回は全く無視した進め方です。市民無視であり、市民の権利を一方的に奪うことであって、客観的にも暴挙だと言わざるを得ません。市民の声を聞く機会を設けようとせず、市議会の中だけで決めてしまおうという状況です。

その中においてさえ、質疑の中で議会の権限を果たす上での議員の数のあり方などについて、さまざまな角度から必要な分析や検討する必要性を指摘し、その時間や機会を設けるように求め

たにもかかわらず、それは提案者側に受け入れられませんでした。提案者側に議会の中でできる限りの広範な合意を得ようとする努力や姿勢が見られなかった中で採決してしまうことは、数の論理だけで決めてしまおうということにほかなりません。

過去に議員定数を削減してきた際には陳情が市民から出され、その陳情を議会運営委員会で時間をかけて議論する中で、市民の意見が集約された中での採決だったことと比べても、いきなり議案提案がされ、市民の声を聞く場やさまざまな角度からの検討をせずに採決まで至った今回の進め方の異常さは際立っています。

いつも削減派が言われる議員定数を減らすことで質をよくするということは、検証された試しがありません。現実的な危険は市の人口が増え続けていること、行政の事務量もふえていること、市民の価値観も多様化が進んでいることなどです。したがって、可能な限りこれらに見合っただけで幅広く民意を酌み尽くすとともに、行政のチェック機能を果たすにふさわしい議会が求められています。その保障のために、これらの増大に見合っただけで検討するということが最低限必要なことです。減らすことで質を上げて対応しようとすることは根拠のない思い込みで、危険なことです。逆に少数意見の締め出し、時の多数派の意向で事が決められるという危険をはらむこととなります。

したがって、質疑したようにさまざまな角度から、そして市民の意見を聞きながら議員定数のあり方は慎重に検討するべきであって、市民の声に対して真摯に向き合い、応えようとする議員の姿勢が求められています。にもかかわらず、質疑で求めました市民の声を議会として直接聞く機会や定数のあり方の分析、検討などの機会も提案者側に否定されたことは、全く同意できません。

以上、反対討論といたします。

208 ○議長(木村 徳君) 続まして、国分寺政策市民フォーラムの賛成の議員から、だて議員。

209 ○13 番(だて淳一郎君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、同様の立場である皆川議員の意見も酌んだ上で賛成の立場の討論をいたします。

今回の条例改正案については、国分寺市議会の定数が現状の24人となってから12年が経過した今日、議会のあり方を考える1つのタイミングであったと捉えております。昨今の、特に国会の場においてはさまざまな不祥事、疑惑等が散見され、国民の政治不信をさらに加速させており、信頼の回復には議員自身が身を切る努力、決断も必要となっております。議員定数の削減はその1つの手法ではありますが、殊、国会においては2012年の衆議院解散に際し、当時の野田総理大臣と安倍自民党総裁が党首討論で約束した大幅な定数削減は6年たった現在においても衆議院で15減にとどまっているところから、政権与党は本年7月には参議院の定数をお手盛りでの6増を強行したと、世論の理解を得られておりません。

そういった状況の中、国分寺市においてはこの国政与党の動きと逆行するがごとく、自民党系と公明党会派の議員が提案者となって身を切る定数削減案を出したことについては一定の理解をしたいと思います。提案理由の柱となっている切磋琢磨の上での議会の質の向上という点についても、率先垂範の姿勢で進めていただくことを大いに期待したいと思いますし、この地方からの動きが大きくなるとなると混迷する国政をも是正していくことを望むところであります。

しかしながら、今回の議案の提案に当たっては、その方向性が我々に示されてから本日まで1カ月足らずという大変短い期間で判断を迫られるものでありました。議会制民主主義の形を変革する内容である以上、本来であれば十分に時間をとって議会内での議論を深めるとともに、市民や第三者機関の声を伺う機会もつくりながら、議会全体で結論を出していくべきテーマであったと考えます。今後議会の構成などの重要な内容を検討するに際しては、同様なことが起こらぬよう少数意見も尊重していただきながらの慎重な対応を基本に議会運営をすべきであろうと考えております。

以上、議論の経過には一定の課題を残す結果となりましたが、先ほど述べた身を切る決断という趣旨については賛同し、討論とさせていただきたいと思っております。選挙でしっかりとチェックしていただきたいと思っております。

210 ○議長(木村 徳君) 続きまして、無会派(ここに幸あれ)の幸野議員。

211 ○9番(幸野おさむ君) 無会派(ここに幸あれ)の幸野おさむでございます。議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

議員定数のあり方については、国分寺市議会として、市議会議員として、国分寺市全体の状況や国分寺市民の状況、国分寺市の状況、市議会の状況などについてさまざまな角度から多角的な分析や検証が行われた上で導き出されるべきものであると考えております。しかし、今回の提案ほどなぜ削減が必要なのか、なぜ削減しなければならないのか、はたまた削減後のメリットや削減効果などといった立法事実がほとんど語られないまま提案された過去というのは、例がないのではないのでしょうか。

一方で、提案者からはとにかく削減することは市民が求める声だ、また議員の質を高めるためだということが強調されております。しかし本当に議員の定数を削減したことによってどのように市民の願いに応えられる市議会になるのか、どうして議員の質が向上するのか、その結果どんな結果を導くのかという道筋も語られてはおりません。

私自身としては、議員定数のあり方については市議会のあり方や市議会議員の存在意義、そして日本国憲法が規定している二代表制におけるチェック・アンド・バランスという観点においてどうあるべきかということが論じられなければならないと考えます。その立場に立って検討や検証を重ねてまいりました。そして、本日の質疑もさせていただいたところでありますが、その結果、本条例案についてはそういった観点が全くないということから、到底賛成できるものではないという判断に至りました。

以下、さらに反対の理由について詳細に述べたいと思っております。そもそも国分寺市議会及び市議会議員の仕事については、市民的にどんな役割が求められているのでしょうか。私たちは4年に一度の選挙を通じて市民の皆様からの審判を受けますが、その選挙に勝つことだけが仕事ではありません。確かに選挙で当選することが大前提なのは言うまでもありません。しかし4年に一度の選挙で当選すること以上に、当選した後の4年間の議員活動の中で何を果たしてきたのか、どのような取り組みをしてきたのかということこそが問われなければなりません。その中で何より求められている議員の役割の1つは、選挙の際に掲げた公約を実現させるために研さんして努力す

るとともに、当選後の議員活動や議会での議論を通じて市民の皆様のさまざまな声を政策提言という形で市政に届けるということでもあります。これは主に一般質問等を通じて実践されていますが、一般質問の回数は年4回の市議会定例会の中で実際には3回であります。1回1時間、年間合計時間数は3時間となっており、これでは足りないために委員会などを通じて必要に応じて補っております。これが、私たち市議会議員が果たすべき大きな役割の1つです。

そして2つ目は、日本国憲法が規定している二元代表制という考え方のもとで、強大な行政執行権を行使している市長、行政側と対峙し、市政全体を監視、チェックしながら多様な民意を反映させていくチェック機関としての役割があります。これは主に議員の地域活動や調査活動などをもとに、委員会や本会議における質疑、資料請求、発言、議決、調査権などを行使してチェック機能を果たしています。これらの時間や活動量についても、準備や議論の時間を含めて相当な業務量であることを強調しておきたいと思います。

これらの活動について、平成27年度の国分寺市議会議員研修会で講演された渡辺孝義講師は、議会は市民の民意を鏡のように反映する住民参加の広場であると定義されましたが、まさにその役割が国分寺市議会においても永続的に求められているのであります。したがって、議員定数のあり方を考える際には、現在の国分寺市議会、市議会議員として政策提言能力やチェック機関としてどのような課題があるのか、あるいはどのように改善していけるのかということが大前提として問われなければなりません。

しかし、今回の議論を通じて提案者である自民党、公明党の定数削減案の説明や答弁の中には、現在の国分寺市議会が抱える課題や改善点について一切提示されることなく、またその提案に込められた理念や目的についてもほとんど語られることがありませんでした。すなわち、今回の定数削減案については削減の必要性や正当性、政策妥当性、有効性といった根本的な立法事実がほとんど説明されていないのであります。なぜ今削減しなければならないのか、削減したことによって何が改善されるのか、全く説明がないままに提案され、議決を求めるというのは極めて無責任であると考えます。

これらのことは、逆に言えば提案者として国分寺市議会、市議会議員の仕事を本当に理解しているのか、はたまたその仕事を意識して実践されてきたのかという基本的な問題として疑わざるを得ません。これからの国分寺市議会や国分寺市をどうしたいのかという基本的な理念や目的がないまま議員定数を削減してしまうということは、国分寺市政にとっても、国分寺市議会にとっても、国分寺市民にとっても大きな禍根を残すことになるでしょう。改めて議案を撤回するよう強調しておきたいと思います。

また、提案者が定数削減の根拠にされている資料のデータによると、関東1都3県プラス大阪府における市町村類似団体の議員1人当たりの平均人口数が5,573人なので、ことし1月1日の国分寺市の議員1人当たりの人口5,070人をこの平均人口と比較すると22名が適正だと主張されております。すなわち、議員1人当たりが責任を負うべき人口について、前述の市町村類似団体の議員1人当たりの平均人口と比較すると2人多いと主張されているわけですが、これは妥当な比較で正当性があると言えるでしょうか。私はこの数字による比較については大きな違和感を抱いております。なぜなら、この数字は比較対象範囲を変えたり、各自治体の人口が変化することによって導き出される結果自体が大きく変動するからであります。例えば提案者の提出資料の中

でただ1つだけ関西の自治体である大阪府の市町村が含まれていますが、大阪府全体としては財政事情が非常に厳しいと言われており、この資料を見ても唯一定数が10名台の自治体があり、1都3県と比べても明らかに少なくなっております。この大阪府の自治体を外して計算したとします。その上で、人口の幅についても10万人から15万人という5万人単位のくりではなく、11万人から13万人以下という2万人範囲の市町村に焦点を絞って計算した場合について算出してみました。これはなぜかという、人口が多い自治体ほど議員1人当たりの人口が多くなっている傾向があるからであります。例を挙げると、人口約55万人で議員数40人の八王子市では議員1人当たりの人口が1万3,806人になっていることや、人口約43万人で議員数36人の町田市では議員1人当たりの人口が1万1,921人になっていることから、人口が多い自治体ほど議員1人当たりの人口が多くなっている傾向が読み取れるからであります。これらの条件を再設定した上で再計算した結果、対象自治体数は6自治体となり、その人口小計は70万5,102人、議員定数小計は139名となり、肝心の議員1人当たりの平均人口は5,072人という数字が導き出されました。ことし1月1日の人口で計算した国分寺市の議員1人当たりの人口は5,070人であります。提案者が根拠にされている資料のデータについて、より人口や地域的な条件に近い自治体数に焦点を絞って再計算してみると、国分寺市の議員1人当たりの人口はちょうどバランスがとれている位置にあると言えるのではないのでしょうか。

しかもここでさらに強調しておきたいことは、過去から現在に至るまでの国分寺市の人口は右肩上がりに増加し続けているということです。そしてことしに入ってから一層加速度的にふえ続けている事実が存在するという事です。提案者の数字はことしの1月1日現在の12万1,673人という人口を利用されていますが、ことしの8月1日現在における市の人口は12万3,241人と、約半年余りで1,500人以上増加しています。これを議員1人当たりの人口に当てはめると5,135人となり、私が再計算した類似団体6自治体の議員1人当たりの平均人口5,072人よりも上回ることとなります。しかも今後の市の人口についても、市内における駅前整備や道路建設、沿道や近隣における用途地域の変更やマンション開発、宅地開発などが行われている状況を考えると、人口の増加トレンドが続くと考えられます。この人口が増加し続けることによって、例えば13万人になった際には国分寺市の議員1人当たりの人口は5,416人となり、私が再計算した類似団体6自治体の議員1人当たりの平均人口5,072人よりも大きく上回ることになることも申し添えます。

しかし、提案者はこれらの人口や人口推計について何ら検証も検討もされない、加えないまま、今回の提案がなされております。定数削減の理由として議員1人当たりの人口を理由にするのであれば、過去から現在に至るまでの人口推移や今後の人口推計について検証結果や見通しを持つべきことは、提案者として最低限行っておくべきことでもあります。国分寺市の人口推移や人口推計について提案者が何ら見解を持ち合わせていないという時点で、この点においても無責任であると言わなければなりません。

また、13年前と比較して社会状況も大きく変わっております。ダイバーシティや多様性を尊重するという社会に大きく前進していますし、社会的な課題も多様化してきています。その中であって国分寺市議会においても、さまざまなテーマについて多様な角度で検討しなければならない時代に突入しております。例えば性別の問題1つとっても、男女差別の是正だけでは不十分となっています。LGBTや性自認、性的指向等、性をグラデーションと捉えるという努力こそが求められてい

ます。また、地域においても、働き方についても多様化しておりますし、職種についても、世帯構成についても高齢者、障害者、子どもたちの構成等も含めて多種多様な形態が広がっており、これらの少数意見や多様な民意を吸い上げる役割が市議会には求められております。その点においても、議員定数を削減してしまうということは、これらの住民とのパイプを狭めてしまうということにつながると考えるものであります。

また、人口や市民の状況以外についても、我々国分寺市議会議員が責任を負うべき市政における財政状況や財政規模、業務量、事務量、条例数や規則数などといった数値についても検証や検討を加えなければなりません。この点についても提案者からの見解が示されることはありませんでした。それでは、実際にこれら市政における事務量や業務量、条例数などについて、この間どのように変化しているのでしょうか。議員定数が26人だったころの2005年度決算データと、現在の24人の2017年度決算データとを比較いたしました。まず予算規模については、人口の増加などに伴って市の税収も上がり、一般会計の財政規模は2005年度決算では350億円だったものが、2017年度には513億円と163億円増加しております。ただ、2017年度決算については国分寺駅北口再開発の清算金が数十億円含まれているため、2016年度決算で見ても460億円と、2005年度決算と比較して110億円増加しております。2018年度予算も450億円となっており、2005年度決算と比較して100億円増加しています。これだけ予算規模が大きくなるということは、その分だけ我々市議会議員がチェックしなければならない予算の額が多くなるということであり、市民からの政策提言も多数求められるということでもあります。

また、事務量や業務量についてはどうでしょうか。事務事業数については、地方分権一括法の関連や地域主権政策、地方創生関連などの政策が進められてきたことによって、国や東京都から多数の事務が国分寺市に移管されております。そのため、事務事業の数は2005年度の約650事業から、2017年度の約690事業へと40近くも増加しています。事務量の増加に伴い条例の制定数も、改定数についても増加しています。条例数については独自で計算してみた結果、2007年度には約200だった条例数は、2018年度には約230へと30本もふえております。これに加えて規則や要綱、要領、方針や基本計画、実施計画、ガイドラインなどが連なってくるわけでありますから、その数の増加は著しいものがあります。これら全てについて、我々市議会議員は、多様な市民の立場に立って真剣にチェックしなければならない役割が課せられているのです。

これらの責任の度合いについては、他市の議員1人当たりの人口比較だけではかかれるものではありません。我々市議会議員は、定数が26人だった13年前と比較しても負うべき責任や果たすべき役割は明らかに増加しています。当時と比べても膨大な予算や業務量をチェックしなければならない現状であることを強調しておかなければなりません。この点についても提案者が一顧だにしていないということに憤っております。議員定数が削減されることによって、市議会議員や市議会が果たさなければならない執行機関や行政に対するチェック機能が弱まることを懸念されることを指摘しなければなりません。一方で、行政側の権力については、事務量については増大しているにもかかわらず、それをチェックする市議会のチェック能力を弱めてしまう提案というのは、現時点においては全く道理がないと言わなければなりません。

議会制民主主義を守るために、その議会制民主主義を発展させるために、本条例の定数削減には反対の立場での討論といたします。

212 ○議長(木村 徳君) 最後は無会派(無所属)の甲斐議員。

213 ○10番(甲斐よしと君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、私個人としては議員定数を24人から2人削減して22人となったからといって、その中での切磋琢磨が今以上に起こると思っておれません。また質の向上が見られる、また生産性の向上が見られるとも思っておれません。自治体の議会は、市議会は市役所行政に対する二元体制の一方であり、代議員制としての民主主義のコストであります。時間と経費をかけ、崇高な民主主義に近づけるために存在しているはずであります。それゆえ、市議会自体も議員定数、報酬のありようが問われている時代であります。しかしながら、議員定数の本当の適正な数の判断基準はないと断言しても過言ではありませんでしょう。

よって、私はサイレントマジョリティーの声を受け、みずから置かれている議会での状況や処遇について、まずは民意に逆らわず、応えたいと努めている所存でございます。その民意が、もしくはいわゆるポピュリズムだとしても、近隣自治体の動向を参考にして市民の皆様の理解が少しでも得られるよう、まずは動いて答えを出していく必要性を模索いたしました。よって議案にも署名し、賛同するところでございます。

この削減が次期の議会にて不都合等、または急激な人口増等々の整合性なきところが明らかになったとしたら、もとに戻すことについて異存はないですし、民意を感じ、国分寺市議会に合うよう変えていただければよろしいと思っている次第であります。ただ、今現在、私は削減していく方向性にトライして、検証していただきたいと願い、変革、改革へ向けての責務を現時点において果たしていきたいと考えております。議会にいる者として、自ら何も模索せず、取り組まないわけにはいかない気持ちでいっぱいあります。議員定数の件のみならず、報酬の件も検討を進めなければならないと考えております。この定数にしても、報酬にしても、今後議論が行われる際は、より民主的で少数意見の方々のほうにもきちんと耳を傾け、時間をかけ、市民そして専門家の意見も聴取しながら民主的なプロセスで進めていけるように願い、その一助を努めてまいりたいと考える所存でございます。

以上で討論を終わらせていただきます。

214 ○議長(木村 徳君) 以上で討論を終わります。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

215 ○議長(木村 徳君) 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

